

教育委員会附属機関の設置に関する条例（抜粋）

昭和 41 年 10 月 12 日条例第 31 号

（設置）

第 1 条 教育委員会の附属機関として、法律又はこれに基づく政令に規定あるもののほか、次の審議会を置く。

明石市立学校通学区域審議会

（所掌事務）

第 2 条 明石市立学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）は、明石市立学校の通学区域の設定、変更等に関する教育委員会の諮問に応じて、調査審議し、答申するものとする。

（組織運営）

第 3 条 審議会の組織及び運営に関する事項は、別に教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

明石市立学校通学区域審議会規則（抜粋）

昭和 41 年 10 月 27 日教育委員会規則第 4 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、教育委員会附属機関の設置に関する条例（昭和 41 年条例第 31 号）第 3 条の規定に基づき、明石市立学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）市連合 P T A の役員
- （3）市連合まちづくり協議会の役員
- （4）市立幼稚園、小学校及び中学校の園長及び校長

3 前 2 項に定めるもののほか、特別の事項の調査、審議に関し必要があるときは、教育委員会は、若干名の委員を委嘱するものとする。

（任期等）

第 3 条 委員の任期は、委員がその職に在職する期間とする。ただし、前条第 2 項第 1 号に規定する委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 3 項の規定による委員の任期は、当該特別の事項に関する調査、審議が終了するまでの期間とする。

3 委員の再任は妨げない。

(会長の職務等)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は審議会を代表し議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会において、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育企画室が行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。